



緑を豊かにする条例に基づく **みどり豊かなまちづくり** 事業所等緑化のあらまし

緑豊かな長野市をめざして

わたしたち市民が周囲の山々の緑を守ることはもとより、市街地に緑を増やし、緑豊かなまちづくりをおこなうため「長野市緑を豊かにする条例」を制定しました。条例により、大きな敷地の工場や事業所を建てたり、大規模な駐車場をつくったりする場合には、一定の緑化とその後の適切な管理が義務づけられていますので、ご理解とご協力をお願いします。

※緑化計画・完了届の書式は長野市ホームページから取り出しできます。

緑化計画の届出について

- 敷地1,000㎡以上の工場や事業所を新設等するとき、または敷地3,000㎡以上の屋外駐車場や1,000㎡以上の物品集積・貯蔵場を新設する場合、事前に緑化計画の届出が必要です。届出した事業者等に対し、必要に応じて助言や指導を行います。
- 敷地3,000㎡以上の土石類の採取をした場合、採取終了後、速やかに緑化計画の届出が必要です。
- 緑化計画を届け出た者は、植栽完了後、完了の届出が必要です。

敷地1,000㎡
以上の
工場新設計画

敷地1,000㎡
以上の
事業所新築計画

敷地3,000㎡以上の
屋外駐車場の計画
敷地1,000㎡以上の
物品集積場等の計画

敷地3,000㎡
以上の
土石類採取終了

緑化計画の届出(建築確認申請前)

助言・指導

緑化着手

完了

報告

工場の場合

該当：敷地面積1,000㎡以上の新設

敷地面積を増加し、1,000㎡以上となるもの
建物の用途変更により新たに該当となるもの

緑化を行う面積 = 敷地面積 A ㎡ × 10% 以上

※上記のうち 空地面積 $(A-B)$ ㎡ × 10% 以上は樹木を植栽する。



緑地面積の算定基準



高木※¹による緑化

高木を植栽する場合（敷地内の既存の高木も含む）は、その樹冠面積を緑地として算定します。

植栽時の樹冠面積が10㎡に満たない高木については、成木となった時の樹冠面積が10㎡を超えると見込まれるもの※²で、他の高木との幹間距離が3.6m以上ある場合、10㎡を緑地として算定します。

また、高木が10m以下の間隔で並木状に生育する土地については、各高木間の距離を合算した距離に1mを乗じた面積を緑地として算定します。



低木による緑化

低木が1㎡あたり2本以上植えられた土地については、その面積を緑地として算定します。



地被植物※³（芝を含む）による緑化

芝を含む地被植物で表面が覆われた土地（除草等の手入れがされているものに限る）については、その面積を緑地として算定します。



水辺地による緑化

樹木、草花、芝等と一体となって良好な自然的環境を作る水辺地については、その面積を緑地として算定します（水面の面積を含む）。

ただし水辺地による緑化は、樹木の植栽とはみなしません。

※¹ 高木とは計画届出時の樹高が3m以上の樹木を指します。

※² 具体的な樹種については窓口等でご確認下さい。

※³ 地被植物とは地表を這うように覆って地肌を隠すように生長する多年生植物を指します。

注意点 緑化面積に重複する部分があるときは、そ

事業所の場合

該当：敷地面積1,000㎡以上の新築

敷地面積を増加し、1,000㎡以上となるもの
建物の用途変更により新たに該当となるもの

■ 緑化を行う面積 = 空地面積 (A - B) ㎡ × 10% 以上



緑地面積の算定基準 ※各用語の定義は工場の場合に同じ



高木による緑化

高木を植栽する場合（敷地内の既存の高木も含む）は、その樹冠面積を緑地として算定します。

植栽時の樹冠面積が10㎡に満たない高木については、成木となった時の樹冠面積が10㎡を超えると見込まれるもの*2で、他の高木との幹間距離が3.6m以上ある場合、10㎡を緑地として算定します。

また、高木が10m以下の間隔で並木状に生育する土地については、各高木間の距離を合算した距離に1mを乗じた面積を緑地として算定します。



低木による緑化

低木が1㎡あたり2本以上植えられた土地については、その面積を緑地として算定します。



地被植物（芝を除く）による緑化

芝を除く地被植物で表面が覆われた土地（除草等の手入れがされているものに限る）については、その面積を緑地として算定します。



水辺地による緑化

樹木、草花等と一体となって良好な自然的環境を作る水辺地については、その面積を緑地として算定します（水面の面積を含む）。



の部分は重複算定することは出来ません。

屋外物品集積・貯蔵場の場合

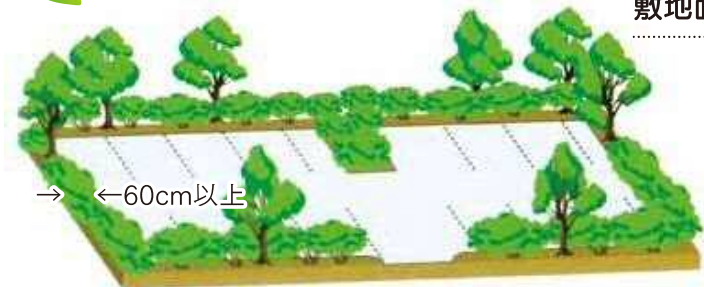
該当：敷地面積1,000㎡以上の新設

敷地面積を増加し、1,000㎡以上となるもの
建物の用途変更により新たに該当となるもの

屋外駐車場の場合

該当：敷地面積3,000㎡以上の新設

敷地面積を増加し、3,000㎡以上となるもの



■ 緑化を行う面積＝出入口を除く周囲に60cm以上の幅で樹木を植栽する。

■ 植栽基準

- 植栽時の樹高が1m以上の樹木のみを用いる場合、樹木間隔は0.7m以下とします。
- 植栽時の樹高が1m未満の樹木を用いる場合、表面を覆うように植栽します。

土石等の採取跡地の場合 該当：敷地面積3,000㎡以上のもの

※樹木を植栽する場合の植栽基準は、公園緑地課までお問い合わせください。

..... 工場、事業所、屋外物品集積・貯蔵場、屋外駐車場共通



植物の適切な植栽と維持管理について

本制度は、植栽完了後も植物が適切な管理のもと健全に生育することを前提としています。植栽にあたっては以下の点に留意して下さい。

- 植物は、植える土地の気候や条件にあったものを植栽してください。
- 植栽スペースの土壌は、植物の生育に適したものとして下さい
- 植栽スペースは、将来の成長を見越して十分に確保して下さい。
- 植栽後は、必要に応じ消毒や除草、剪定を行い、適切な維持管理を行なって下さい。

補助金制度のご案内

「長野市緑を豊かにする条例」に基づく補助金制度は終了しました。

なお、工場及び市等が分譲する産業団地内の事業所につきましては、長野市商工業振興条例による助成金が受けられます。
(窓口は商工労働課 工業振興担当 026-224-6751)

問い合わせ先



長野市

都市整備部 公園緑地課 緑化・緑育担当

TEL026-224-7285 FAX026-224-5111 E-mail kouen@city.nagano.lg.jp